# 職員福利厚生規程

# 第1章 総則

#### 第1条 (目的)

本規程は、当法人に勤務する職員(<u>職員</u>、嘱託職員、パートタイマー)の 福利厚生に関する事項を定める。

#### 第2条 (制度の種別)

本規程に定める福利厚生制度の種別は次のとおりとする。

- (1) 子ども育成支援助成金制度
- (2) ステップ休暇祝い金制度
- (3) 慶弔見舞金制度
- (4) 職務褒賞金及び資格報奨金制度

#### 第3条 (適用範囲)

第2条に定める職員の適用範囲は下記のとおりとする。

制度種別	適用職員種別					
子ども育成支援助成金制度	職員					
ステップ休暇祝い金制度	職員					
慶弔見舞金制度	職員 嘱託職員 パートタイマー					
職務褒賞金及び資格報奨金制度	職員					

2 子ども育成支援助成金制度とステップ休暇祝い金制度は勤続期間を要件とする制度であるが、嘱託職員、パートタイマーが<u>職員</u>に登用された場合は嘱託職員、パートタイマーの期間もこの制度上の勤続期間に含めることとする。

# 第2章 福利厚生に関する制度

#### 第4条 (子ども育成支援助成金制度)

給与規程で定める子の扶養手当の他、勤続1年以上の職員及び職員の配偶者が出生し、または、子どもが入学する場合には扶養する子どもの育成に合わせ次の通り子ども育成支援助成金を支給する。

(1)	子どもの出生時	10 万円
(2)	子どもの幼稚園、保育園入園時	10 万円
(3)	子どもの小学校入学時	10 万円
(4)	子どもの中学校入学時	10 万円
(5)	子どもの高校入学時	15 万円

- (6) 子どもの短大・専門学校入学時 20万円
- (7) 子どもの大学入学時 20万円
- 2 職員が新たに子ども育成支援助成金支給要件に至った場合は、要件発生 の当月内に事実を認定し得る所定の資料を添えて施設長に届け出の上、 認定を受けなければならない。施設長は事実を認定後、当該月ないし翌 月の給与支給日に子ども育成支援助成金を支給する。尚、期限を過ぎて 申請した場合支給を行わないことがある。
- 3 夫婦で法人・施設に勤務し、双方とも助成金受給の権利がある場合でも、 支給は世帯主のみとする。
- 4 第2号から第7号までの助成金は1回のみの支給とする。
- 5 高校中退・再入学、短大卒業後大学入学の場合は最初の要件のみを対象 とする。大学院入学は対象外とする。
- 6 配偶者及び職員以外の世帯主の勤務先において、当法人と同様の制度がある場合にはこれを支給しない。

# 第5条 (ステップ休暇祝い金制度)

職員就業規則「特別休暇」第45条(6)のステップ休暇に対象となる職員には、役職を問わず一律10万円の特別祝い金を支給する。この祝い金はその後勤続5年毎に支給する。

- 2 この祝い金は職員の心身のリフレッシュのための特別休暇に併せ支給するものであることから、原則旅行費用として活用するものとする。(旅行計画書の提出を義務とする)
- 3 平成25年4月1日を起算日としてこれを実施するが、同一年度での重複を避けるため、これまでの勤続年数を勘案し、勤続20年以上の職員には平成27年4月1日以降のステップ休暇取得時、勤続10年以上の職員は平成29年4月1日以降のステップ休暇取得時に祝い金を支給し、以降5年毎に権利が発生することとして取り扱う。

#### 第6条 (慶弔見舞金制度)

職員の慶弔は、下記の範囲で慶弔金の支出をすることができる。

- (1) 職員が結婚した場合の祝い金。
- (2) 職員及び配偶者が出産した場合の祝い金。
- (3) 職員が傷病等により、1ヶ月以上入院した場合の見舞金。
- (4) 職員が死亡した場合の香典、供花。
- (5) 職員の配偶者及び親・子が死亡した場合の香典。
- 2 上記の慶弔金の支出は施設長が決定する。

#### 第7条 (職務褒賞金及び資格報奨金制度)

職務遂行及び社会的行動において、法人事業進展に寄与する職務改善提 案及び行動により顕著な成果が認められた者に対して職務褒賞金を支 給する。また、職務遂行に資する資格を新たに取得した者に対して資格 報奨金を支給する。

2 職務褒賞金に該当する職務改善提案及び社会的行動の要件並びに 資格報奨金に該当する資格区分、金一封の金額は別表の通りとする。

# 第3章 雑則

#### 第8条 (申請方法・書類)

この規程による申請方法及び提出書類は下記のとおりとする。

制度種別	申請書類等					
子ども育成支援助成金制度	子ども育成支援金申請書					
ステップ休暇祝い金制度	起案書 (旅行計画書添付)					
慶弔見舞金制度	その事実がわかる書類等					
職務褒賞金及び資格報奨金制度	職務褒賞金については提案書、企画書等					
	資格報奨金については資格書原本の写し					

2 施設長は上記申請書類のほか、その事実を確認するために必要に応じて 該当職員に書類を請求することができる。

#### 第9条 (受給後の就業義務)

第4条子ども育成支援助成金制度、第7条職務褒賞金及び資格報奨金制度 のうちの資格報奨金制度については受給後当法人経営施設において就業の 義務を負うものとする。第4条子ども育成支援助成金制度については1年 間、第7条職務褒賞金及び資格報奨金制度のうちの資格報奨金制度につい て3年間とする。但し法人が認めたやむを得ない理由がある時はこの限り ではない。

### 附則

この規程は平成28年5月26日より施行する。

# 附則

平成30年3月15日一部改正。平成30年4月1日より施行する。

# 子ども育成支援助成金申請書

平成 年 月 日

社会福祉法人 真宗協会 理事長 樋渡喜久雄 様

社会福祉法人真宗協会職員福利厚生規程に基づき子ども育成支援助成金を申請します。										
	役職 • 氏名	印								
		氏名								
		平成 年 月 日 生 (男・女)								
		支給要件(該当する欄にチェックしてください)								
		(1) 出生(10万円)								
		(2)幼稚園、保育園入園(10万円) □								
		(3) 小学校入学(10 万円)								
由建本市份		(4)中学校入学(10万円)								
申請者内容		(5) 高校入学(15 万円) □								
	要件該当者について	(6) 短大・専門学校入学(20 万円) □								
		(7)大学入学(20万円) □								
		証明書類について(提出書類にチェックしてください)								
		(1)住民票								
		(要件(1)(3)(4)の場合)								
		(2) 入園・入所証明書(別紙様式等) □ (要件(2)の場合)								
		(3)入学証明書·在学証明書 □								
		(要件(5)(6)(7)の場合)								
		(4) その他								
		(施設長が証拠書類として認めた場合)								
		(ACDICATE DESCRIPTION DE LA CONTRACTION DE LA CO								
	者は記載しないでくださ	·								
		_月給与支給日にこども育成支援助成金として								
10 万円・15	ヵ 万円・20 万円(○で囲	まれた金額)を支給する。								
		平成 年 月 日								
		所 長 合議者 合議者								

職務褒賞金種類	対象要件	褒賞金額					
理事長褒賞金	当法人の職員、部門、グループに対して、その職務提案及び 社会的行動が法人経営の進展に寄与する内容であると理事 長が認めた場合、理事会、評議員会の承認を得て支給する。	50,000 円					
対象となる職務提	①業務改善及び新たな事業企画提案による顕著な成果が認められた場合						
案及び社会的行動	②社会的行動により第三者から評価を受け、法人の名を顕著に高めたことが認められた場合						

# 『資格報奨金支給対象区分表』

職種	事者	務員	MSM・CM相談員・支援員	保健師	看護師	准看護師	介護員・	栄養士	薬剤師	临末検査技師 診療放射線技師	技能員	サービス管	役職者	報 奨
資格名称	般	医療	· 支援 K M	師	師	護師	介助員	士	師	查技師 お線技師	<b>船員</b>	―ビス管理責任者	者	奨 金 額
①(国)社会福祉士			0				0						0	50,000 円
②(国)介護福祉士			0				0						0	30,000 円
③(国)精神保健福祉士			0	0	0								0	50,000 円
④(国)看護師						0							0	50,000 円
⑤(国)保健師					0	0								50,000 円
⑥(国)管理栄養士								0						50,000 円
⑦(国)基本情報技術者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30,000 円
⑧(国)保育士	0	0	0	0	0	0	0	0						30,000 円
⑨(国)危険物取扱 者 (乙4類以上)	0	0	0				0			0	0		0	30,000 円
⑩(公)ケアマネージャー			0	0	0	0	0	0	0					30,000 円
⑪(公)准看護師	0	0	0				0							30,000 円
⑫ (民)専門・認定看護師				0	0									50,000 円
③(民)メディカルクラーク (1級)		0												30,000 円
(4) (民) 社会福祉会計簿記 (上級)	0	0	0				0						0	50,000 円
⑤社会福祉主事	0	0	0				0						0	20000 円

- ※ 上記「職務褒賞金支給対象要件表」並びに「資格報奨金支給対象区分表」の対象となる職員に対して、該当する金一封を支給する。
  - 尚、資格報奨金については、職員が授与後、3年以内に自己都合により退職する場合、報奨金全額を返還するものとする。但し、病気等、止む得ない理由であると法人が認めた時は、その限りではない。
- ※ 資格の取得にあたっては各施設において勤務シフトの変更、優先的有給休暇の取得に配 慮する。